

危険

# ルールを無視した ペダル付き 電動バイク



ペダル及びモーターを  
備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、  
モーターのみで  
走行させることが  
できるもの
- 駆動補助機付自転車  
(いわゆる電動  
アシスト自転車)の  
アシスト比率の  
基準を超えるもの



自転車ではなく、

一般原動機付自転車又は自動車です!!

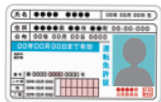
モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、  
一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の  
禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。



## 公道を走行するために必要なこと

Check  
01

一般原動機付自転車等を  
運転する  
ことのできる  
運転免許



Check  
02

ブレーキランプ、  
ウインカー、  
バックミラー等  
の備付け



Check  
03

ナンバープレートの  
取付け・  
表示



Check  
04

自動車損害賠償  
責任保険(共済)  
への加入

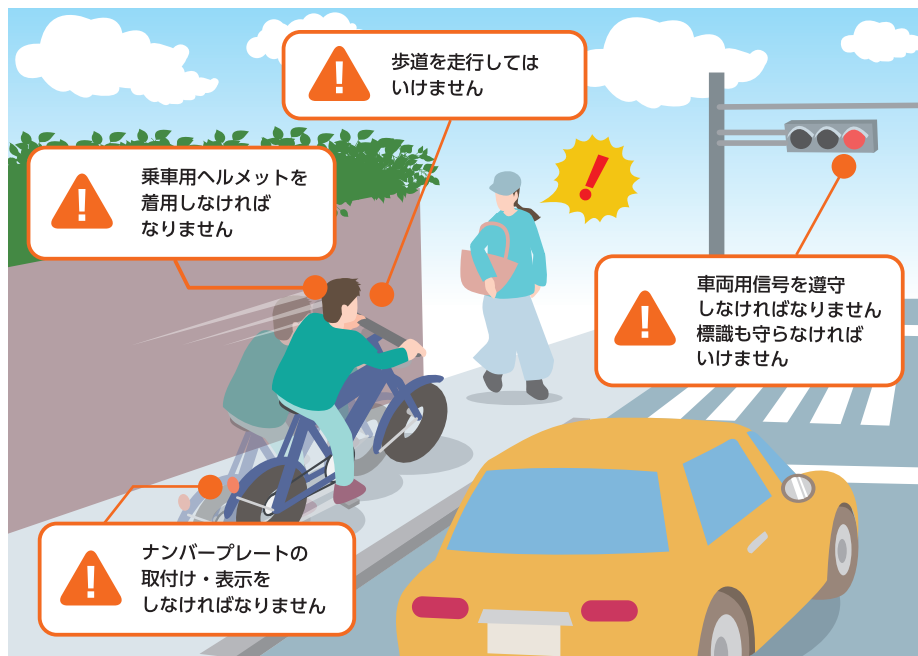


警察庁・都道府県警察

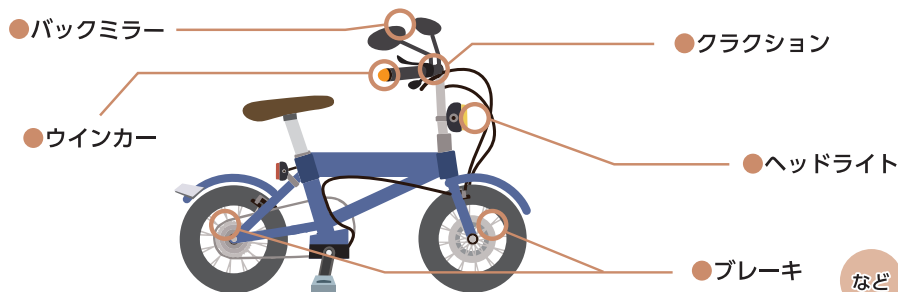
交通ルールを守って  
つながる笑顔



# ルールの無視は罰則の対象です！



保安基準に適合しなければなりません



## 自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用(購入)する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。



TS マーク



型式認定を受けているものはこちら